

住民監査請求書

平成18年3月13日

三好町監査委員 殿

請求人

(住所)

(職業)

(氏名)

印

請求の趣旨

愛知県が所管する公益法人の一つに、昭和54年4月1日に設立された(財)愛知県市町村振興協会がある。この財団法人は全国自治宝くじの一つのサマージャンボ宝くじの収益金の県からの受け皿として設立されたもので、平成13年からは新たにオータムジャンボ宝くじの収益金の受け皿ともなっている。

宝くじの発行権限は都道府県と政令指定都市が持ち、その収益金は自らの行政目的のため使用できる。しかし上記両宝くじについては、発行権限は都道府県が持つが、その収益金は政令指定都市を除く全国の市町村が最終的に受け取る権利を持つ。各都道府県は按分で受取った収益金を議会の承認後、各都道府県にある市町村振興協会に交付する。市町村振興協会は受領した交付金を市町村に再配分する義務を持ちながら、その機能をほとんど果たしていない。

愛知県市町村振興協会について述べると、最近発行された額の少ないオータムジャンボ宝くじの交付金については別にして、サマージャンボ宝くじの交付金については、その20%を上部団体である(財)全国市町村振興協会に上納したのち、残りを基金特別会計に繰り入れ、定期預金や投資有価証券で保有したり、有利子で県内市町村に貸し付けたりしている。平成17年3月31日現在、基金特別会計は普通預金15億9523万円余、定期預金50億円、長期貸付金300億8675万円、投資有価証券90億9635万円の総額457億7833万円余という多額の資産を保有している。この状態は他の都道府県についても同様であるが、過大な内部留保は政府の定める公益法人の運営基準に違反したものである。

このような中、国税庁の「市町村振興協会が行う貸付は、登録が必要な貸金業にあたる。」とする指摘もあり、愛知県市町村振興協会は平成16年9月に寄附行為を変更し会員制度を取り入れた。他の都道府県も同様と思われる。この制度に基づき、協会は16年度に三好町に対し2380万8363円の会費を請求したが、この金額は協会が16年度に三好町に支払うべき交付金の額(計算方法は不明)と同額で、実際の三好町の

会費支出と相殺するとした。例え相殺したとしても、地方自治法第210条の総計予算主義の原則に則り、交付金収入と会費支出は三好町の予算書への記載が必要であるにも係らず、記載がない。また協会の予算書にも記載がない。

それのみならず愛知県市町村振興協会は、会員制度導入の寄付行為変更が平成16年9月であったにも係らず、会員制度を実に25年遡らせ、三好町が昭和54年に協会の会員になったことにし、その間の会費を徴収したのである。その額は4億3995万2406円という莫大なものである。ただしこの場合においても協会は、昭和54年度から平成15年度までの間に協会が三好町に支払うべきであった交付金の総額を、この間の三好町の会費として相殺したというのである。このため16年度と同様に、三好町の予算書にも会費支出の記載はなく、協会においても会費収入の記載はない。

このような愛知県市町村振興協会の行為は、次の点において違法行為である。

- (1) 昭和54年から平成15年の間において、三好町に対し交付すべき4億3995万2406円を交付することなく保有していた行為は、公金横領にあたる。しかも今もなお返還していない。
- (2) 協会は会員制度導入の寄附行為の変更を平成16年度にしたにも係らず、会員制度を25年も遡らせ、地方公共団体である三好町を昭和54年から会員と決め付け、会費を徴収したことは公序良俗に反する違法行為である。
- (3) 地方自治体には総計予算主義が適用され、予算書に記載のない会費支出はできない。また予算は単年度主義をとっており、過年度の経費を過年度に支払ったことにすることはできない。
- (4) 仮に協会が昭和54年から会員制度をとっていたとしても、地方自治体の債権の時効は5年であり、平成10年以前の会費を三好町は支払うことはできない。
- (5) 地方財政法第4条には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とある。三好町が特定の団体の会員になり会費を支払うとしても、それに相応しい見返りが必要である。しかし協会には、4億3995万2406円の会費に相応しい見返りはない。

地方財政法第4条2項には「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。」とある。監査委員は町長へ、「愛知県市町村振興協会が保有する上記4億3995万2406円は三好町が受取るべき公金であるので、協会に対し早急に返還を求めよ。」とする勧告をだされたい。

地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、上記のとおり必要な措置を請求する。